岩手県の全市町村が対象!!

岩手県移住支援金に子育て世帯加算が始まりました!

2022年4月1日より、世帯の中に18歳未満の子がいる場合には、その子１人につき30万円が加算されます！

支給額

世帯（１８歳未満の子がいない）

１００万円

単身

６０万円

New!

子育て世帯（１８歳未満の子がいる）

１００万円

＋子ども一人につき３０万円

（※申請年度の4月1日時点で18歳未満、紫波町は対象外）

支給要件

①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏（※条件不利地域を除く）に在住し東京23区に通勤。
いずれも直近10年間のうち通算５年以上（直近１年間を必ず含む）。

②移住先要件　※次のいずれかに該当

県内企業への就職
- 移住支援金対象求人で就業
- 専門人材として就業

テレワーカー
移住前の業務を引き続きテレワークで行う

起業する
起業支援金の交付決定を受けて起業する方

関係人口
移住前から地域と深い関りがあった方

要件を満たさない、、、

＼そんな方はこちらもｃｈｅｃｋ！／

「いわて若者移住支援金（一般向け）＆（新卒者向け）」

直近10年間のうち通算５年以上を東京圏（23区以外）に在住し、岩手県へ転入時に39歳以下の方（東京圏の大学等を卒業した新卒採用者の場合は5年未満でも可）に最大25万円（単身・新卒者の場合は15万円）を支給します。岩手県移住支援金との重複受給はできません。

お問い合わせはこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
（岩手県盛岡市内丸10-1）
電話：019-629-5587
mail ：AE0005@pref.iwate.jp

／岩手県移住支援金について（岩手県公式サイト）＼

＼移住支援金対象求人を掲載マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」／

要件に該当するか、まずはセルフチェック！

＼check！／

- [ ] **移住前の状況**　①東京23区内に在住　又は　②東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の条件不利地域以外）に在住し、東京23区内に通勤
- [ ] **移住前の１０年間**　①②の期間が、移住する直前の10年間のうち通算５年以上
- [ ] **移住前の直近１年間**　①②の期間が、移住する直前に連続して１年以上
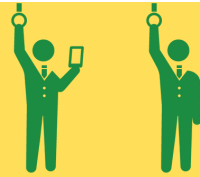
東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

3つすべてをした場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。

移住後に、移住先の市町村にお問合わせください。

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

よくあるご質問　Q&A

Q１　岩手県のどの市町村が対象ですか？

A　岩手県内の市町村であればすべて対象です。ただし、子育て世帯加算制度については、紫波町は対象外です。

Q２　申請のタイミングを教えてください

A　移住（転入）後３か月以上１年以内（移住支援金対象法人又は専門人材として就業した方は、就業後３か月以上）に、移住先の各市町村担当課へ申請してください。

Q３　移住前の対象期間として加算できる「通学期間」は、大学への通学のみですか？

A　大学以外に、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校などの高等教育機関が対象です。

Q４　「専門人材」として対象となるのは、どのような場合でしょうか？

A　内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して無期雇用契約に基づき就業したこと等が要件です。
これらの事業が利用されているかどうかは、就業先の企業へご確認ください。

Q５　支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

A　①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、等が要件です。

Q６　支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A　移住前に移住先の地域や地域の人々と関りがあり、移住先の市町村が強いつながりがあると認める方が対象となります。市町村によって要件は異なりますので、具体的な要件は市町村にお問い合わせください。

Q７　「いわて若者移住支援金」と重複受給はできますか？

A　できません。

【お問い合わせ】
岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当
電話：019-629-5587　mail：AE0005@pref.iwate.jp

イーハトー部に入ろう！